

総社市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月26日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第27号

総社市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

総社市介護保険条例施行規則（平成17年総社市規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特例居宅介護サービス費の額)</p> <p>第14条 法第42条第3項の規定による特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第41条第4項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第61条で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。ただし、<u>法第49条の2第1項の規定の適用を受ける者については、100分の80、同条第2項の規定の適用を受ける者については、100分の70に相当する額とする。</u></p> <p>(特例施設介護サービス費の額)</p>	<p>(特例居宅介護サービス費の額)</p> <p>第14条 法第42条第3項の規定による特例居宅介護サービス費の額は、当該居宅サービス又はこれに相当するサービスについて法第41条第4項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第61条で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。ただし、<u>法第49条の2の規定の適用を受ける者については、100分の80に相当する額とする。</u></p> <p>(特例施設介護サービス費の額)</p>

改正後	改正前
<p>第16条 法第49条第2項の規定による特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービスについて法第48条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該施設サービスに要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第79条で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。ただし、<u>法第49条の2第1項の規定の適用を受ける者については、100分の80、同条第2項の規定の適用を受ける者については、100分の70</u>に相当する額とする。</p> <p>(特例介護予防サービス費の額)</p> <p>第17条 法第54条第3項の規定による特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第84条で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。ただし、<u>法第59条の2第1項の規定の適用を受ける者については、100分の80、同条第2項の規定の適用を受ける者については、100分の70</u>に相当する額とする。</p> <p>(特例地域密着型介護サービス費の額)</p> <p>第18条の2 法第42条の3第2項の規定による特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて法第42条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅</p>	<p>第16条 法第49条第2項の規定による特例施設介護サービス費の額は、当該施設サービスについて法第48条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該施設サービスに要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第79条で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。ただし、<u>法第49条の2の規定の適用を受ける者については、100分の80</u>に相当する額とする。</p> <p>(特例介護予防サービス費の額)</p> <p>第17条 法第54条第3項の規定による特例介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第53条第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、<u>介護予防通所介護</u>、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第84条で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。ただし、<u>法第59条の2の規定の適用を受ける者については、100分の80</u>に相当する額とする。</p> <p>(特例地域密着型介護サービス費の額)</p> <p>第18条の2 法第42条の3第2項の規定による特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて法第42条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅</p>

改正後	改正前
<p>介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第65条の3で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。ただし、<u>法第49条の2第1項の規定の適用を受ける者については、100分の80、同条第2項の規定の適用を受ける者については、100分の70</u>に相当する額とする。</p> <p>(特例地域密着型介護予防サービス費の額)</p> <p>第18条の3 法第54条の3第2項の規定による特例地域密着型介護予防サービス費の額は、当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第54条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第85条の3で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。ただし、<u>法第59条の2第1項の規定の適用を受ける者については、100分の80、同条第2項の規定の適用を受ける者については、100分の70</u>に相当する額とする。</p> <p>(居宅介護サービス費等の額の特例)</p> <p>第19条 法第50条の規定による災害その他の省令第83条第1項に規定する特別の事情等があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる要介護被保険者が受ける法第49条の2第1項各号に掲げる介護給付の額については、100分の90を超え100分の100(同項の規定の適用を受ける者については、100分の80を超え100分の100、<u>法第49条の2第2項の規定の適用を受ける者については、100分の70を超え100分の100</u>)の範囲内において居宅介護サービス費等の額の特例(以下この条において「特例」という。)として市長が別に定める。ただし、特例の適用期間は、当該要介護認定の有効期間内とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第65条の3で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。ただし、法第49条の2の規定の適用を受ける者については、100分の80に相当する額とする。</p> <p>(特例地域密着型介護予防サービス費の額)</p> <p>第18条の3 法第54条の3第2項の規定による特例地域密着型介護予防サービス費の額は、当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて法第54条の2第2項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として省令第85条の3で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の100分の90に相当する額とする。ただし、<u>法第59条の2の規定の適用を受ける者については、100分の80</u>に相当する額とする。</p> <p>(居宅介護サービス費等の額の特例)</p> <p>第19条 法第50条の規定による災害その他の省令第83条第1項に規定する特別の事情等があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる要介護被保険者が受ける法第49条の2各号に掲げる介護給付の額については、100分の90を超え100分の100(同条の規定の適用を受ける者については、100分の80を超え100分の100)の範囲内において居宅介護サービス費等の額の特例(以下この条において「特例」という。)として市長が別に定める。ただし、特例の適用期間は、当該要介護認定の有効期間内とする。</p> <p>2～4 略</p>

改正後	改正前
<p>(介護予防サービス費等の額の特例)</p> <p>第20条 法第60条の規定による災害その他の省令第83条第1項に規定する特別の事情等があることにより、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる居宅要支援被保険者が受ける法第59条の2第1項各号に掲げる予防給付の額については、100分の90を超え100分の100（<u>同項の規定の適用を受ける者については、100分の80を超え100分の100、法第59条の2第2項の規定の適用を受ける者については、100分の70を超え100分の100</u>）の範囲内において介護予防サービス費等の額の特例（以下この条において「特例」という。）として市長が別に定める。ただし、特例の適用期間は、当該要支援認定の有効期間内とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(介護予防サービス費等の額の特例)</p> <p>第20条 法第60条の規定による災害その他の省令第83条第1項に規定する特別の事情等があることにより、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる居宅要支援被保険者が受ける法第59条の2各号に掲げる予防給付の額については、100分の90を超え100分の100（<u>同条の規定の適用を受ける者については、100分の80を超え100分の100</u>）の範囲内において介護予防サービス費等の額の特例（以下この条において「特例」という。）として市長が別に定める。ただし、特例の適用期間は、当該要支援認定の有効期間内とする。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。